

会計基準等開発動向

2018年5月9日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
収益認識に関する会計基準	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、平成30年3月30日に、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」が公表された。	企業会計基準第29号が適用される時（平成33年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首）まで（準備期間を含む。）に、収益に関する表示科目や注記事項の定めについて検討することが予定されている。
公正価値測定に関するガイダンス及び開示	日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、金融商品の公正価値測定に関するガイダンス及び開示について、IFRS第13号「公正価値測定」を踏まえた検討が行われている。	平成30年3月に、金融商品の公正価値測定について会計基準の開発に着手している。なお、金融商品以外の公正価値測定に関するガイダンス及び開示については、基本的に会計基準の開発に着手しないが、トレーディング目的で保有する棚卸資産等の検討を別途行う予定であるとされている。現時点において、開発の目標時期は特に定められていない。
一括取得型による自社株式取得取引に係る会計処理に関する指針	米国で実施されている一括取得型による自社株式取得取引（ASR：Accelerated Share Repurchase）について、我が国企業が実施した場合の会計処理に関する指針を開発することを目的として検討が行われている。本テーマについては、基準諮問会議からの提言に基づき、日本証券業協会の参考人から示された我が国における取引スキームについて検討が行われている。	第22回基準諮問会議（平成26年11月19日開催）において、新規テーマとしてASBJに提言が決定され、第302回企業会計基準委員会（平成26年12月18日開催）において、ASBJの新規テーマとして取り上げることが承認された。平成27年1月より検討が開始されており、公開草案の公表に向けて検討が行われているが、現時点において、公開草案の公表の目標時期は定められていない。
実務対応報告第18号の見直し	実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」について、在外子会社が国際財務報告基準（IFRS）に準拠している場合、資本性金融商品に関するノンリサイクリング処理について親会社の連結財務諸表を作成するうえで修正を要するとすべきか等について、修正項目の見直しの検討が行われている。	修正項目の見直しの検討に関しては、IFRS第9号「金融商品」における、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動に関するノンリサイクリング処理を中心に検討が行われている。平成30年5月に公開草案を公表することを目標とするとされている。 第383回企業会計審議会（平成30年4月26日開催）において、審議の結果、可能であれば、次回以降の委員会において、公開草案の公表の承認に関する審議を行いたい旨が説明されている。
「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い	企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の一部が返還される場合の取扱いを検討が行われている。	第19回基準諮問会議（平成25年11月20日開催）において、ASBJの新規テーマとして提言された。 平成29年10月より検討が開始されているが、現時点において、開発の目標時期は特に定められていない。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ検討が行われている。	第26回基準諮問会議（平成28年3月4日開催）において新規テーマとして提案。 第27回基準諮問会議（平成28年7月4日開催）において、ASBJの新規テーマとして提言することとされ、第341回企業会計基準委員会（平成28年7月25日開催）においてASBJの新規テーマとして取り上げることが承認された。

	平成29年10月より検討が開始されているが、現時点において、開発の目標時期は特に定められていない。
--	---

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実	我が国の会計基準とIFRSにおいて注記情報の開示が要求される項目を比較すると、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として、日本基準においても開示を求めべきと考えられる項目がある。 特に、IAS第1号「財務諸表の表示」において開示が求められている「経営者が会計方針を適用する過程で行った判断」及び「見積りの不確実性の発生要因」については、財務諸表利用者が、企業の財務諸表の作成の前提を理解し、重要な不確実性（リスク）を把握する上で有用であり、投資家と企業との対話を促進する基礎となる情報であると考えられる。このため、我が国の会計基準においても、こうした情報を注記情報として開示を求めるところを検討すべきであることから提案されたものである。なお、上記の注記情報の検討においては、我が国の財務諸表の「重要な会計方針の注記」についても、企業の実態に即した、より具体的な記載を求めるとも合わせて検討されるべきとされている。	第26回基準諮問会議（平成28年3月4日開催）において新規テーマとして提案。 また、第31回基準諮問会議（平成29年11月13日開催）において、次回以降の基準諮問会議にて検討を行うこととされた。 第32回基準諮問会議（平成30年3月8日開催）において、ASBJのディスクロージャー専門委員会に、開示全体の動向を踏まえ、当該開示を行う場合の具体的な範囲や有用性について検討することを依頼し、その検討結果の報告を受けた後、あらためて基準諮問会議で新規テーマとして提言するか審議したい旨の発言がなされている。
会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する規定の改正	金融庁は、平成27年3月31日付で追加した自己資本比率規制に関するQ&A第78条-Q4において、一定の条件を満たした任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消可能なコミットメントは、オフ・バランス取引として与信相当額として認識する必要がないことを明確化している。 その結果、自己資本比率等計算上のコミットメントの扱いと会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメントの当該範囲に差異が発生しているため、「金融商品会計に関する実務指針」の一部改正を定めるものである。	第25回基準諮問会議（平成27年11月12日開催）において新規テーマとして提案。 第32回基準諮問会議（平成30年3月8日開催）において、国際的な規制（バーゼルIII）が確定したので、今後、実務対応専門委員会にて新規テーマの評価が行われる予定である旨の説明がなされている。
企業結合会計：暫定的な会計処理の確定時における比較年度の財務諸表に関する取扱い（「企業結合に関する会計基準」注6、第104-2項）	「企業結合に関する会計基準」（以下「企業結合会計基準」という。）（注6）では、企業結合に関する暫定的な会計処理が翌年度に確定した場合、比較年度の財務諸表を遡及修正する必要があるとされている。 当該遡及修正に関する取扱いは特に大量の貸出金がある銀行業界では実務上の負荷が高く、結果として、買収案件の時期の柔軟性が妨げられるなど、企業経営を阻害する一要因にもなり得ている。この点、米国会計基準では、2015年に不要な複雑性を削減する観点から、比較年度への遡及修正の要求を廃止している。このように、平成25年（2013年）に企業結合会計基準が改訂されて以降、内外の環境が変化している。 このため、日本基準においても、財務諸表利用者にとって必要な情報が提供されることを確保しつつ、不要な複雑性を削減する観点から、比較財務諸表への遡及修正を廃止する方向で、当該取扱いについて見直しを行うことが提案されているものである。	第32回基準諮問会議（平成30年3月8日開催）において新規テーマとして提案。実務対応専門委員会にて新規テーマの評価を依頼することとされた。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
金融商品に関する会計基準	IFRS第9号「金融商品」のうち、金融資産及び金融負債の分類及び測定、金融資産の減損会計及び一般ヘッジ会計について、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うこととされている。	平成30年1月より検討が開始されており、基準開発に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見募集を行うこととされている。当該意見募集文書は、平成30年上期中（6月まで）に公表することを目標とするとされている。
リースに関する会計基準	IFRS第16号「リース」について、我が国における会計基準の改訂に向けた検討に着手するか否かの検討を行うこととされている。	今後、検討を開始することが予定されている。

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
適用後レビューの計画策定	ASBJが開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実施計画」が作成され、平成29年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。目標時期は時に定められてない。

【日本公認会計士協会 JICPA】

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組について	金融庁と法務省が平成29年12月28日に公表した「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえ、財務会計基準機構は、「有価証券報告書の開示に関する事項—『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組—」（以下「本取組」という。）を作成し、平成30年3月30日付で公表している。 本取組に掲げられた「作成にあたってのポイント」及び「記載事例」の内容は、関係法令の解釈上、問題ないものと考えられ、企業において、有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化を行う際には、本取組が参考になるものと考えられる旨が記載されている。	平成30年3月30日に、金融庁、法務省より左記公表がなされた。
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）等	企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等が公表されたことを受け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について所要の改正を行うもの。公布の日から施行することとされている。	平成30年4月13日に左記改正案が公表された。 コメント期限は平成30年5月12日まで。

【法務省】

項目	内容	ステータス
<p>「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえた取組について</p>	<p>金融庁と法務省が平成29年12月28日に公表した「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」を踏まえ、財務会計基準機構は、「有価証券報告書の開示に関する事項—『一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について』を踏まえた取組—」（以下「本取組」という。）を作成し、平成30年3月30日付で公表している。</p> <p>本取組に掲げられた「作成にあたってのポイント」及び「記載事例」の内容は、関係法令の解釈上、問題ないものと考えられ、企業において、有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化を行う際には、本取組が参考になるものと考えられる旨が記載されている。</p>	<p>平成30年3月30日に、金融庁、法務省より左記公表がなされた。</p>